

○倉敷市文化連盟補助金交付要領

平成26年4月1日

(趣旨)

第1条 本市の文化振興を推進し、市民の文化生活の向上に寄与することを目的として設立された倉敷市文化連盟（以下「文化連盟」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助対象経費は、文化連盟が主催する行事に関する経費で、市長が認定した額の合計額とする。

(補助額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10とし、補助限度額は予算の範囲内において市長が適当と認めた額とする。

(交付申請)

第4条 文化連盟が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 文化連盟理事会において前号及び前々号を議決した証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(計画変更等の承認)

第5条 文化連盟が、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容、経費その他申請に係る事項の変更をしようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を市長に提出し、あらかじめ、承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更かつ当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合は、この限りではない。

(実績報告)

第6条 文化連盟が補助事業を完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (補助事業の経理等)

第7条 文化連盟は、補助事業の経理に係る帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(見直し手続き)

第8条 市長は、本補助金交付要領の運用状況及び実施効果等を勘案し、施行後5年以内に見直しを行うものとし、以後5年ごとに見直しを行うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。